

大仙市役所地球温暖化対策実行計画

平成20年4月

— 目 次 —

1. 計画策定の背景

- (1) 地球温暖化問題
- (2) 地球温暖化のメカニズム
- (3) 地球温暖化における影響
- (4) 本計画の位置付け

2. 本計画の概要

- (1) 計画策定の目的
- (2) 計画の期間
- (3) 計画の対象となる事務及び事業の範囲
- (4) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

3. 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- (1) 基準年度における排出状況
- (2) 措置の目標
- (3) 目標の見直し

4. 具体的な取組

- (1) エネルギー使用
 - ① 電気使用量の抑制
 - ② 燃料使用量の抑制
- (2) 水使用
 - ① 水道使用量の抑制
- (3) 用紙類使用
 - ① 用紙類の使用量の抑制
- (4) 財・サービスの購入
 - ① 財・サービスの購入
- (5) 廃棄物の減量及びリサイクルの推進
 - ① 発生抑制
 - ② 再使用
 - ③ 資源化・リサイクル

5. 実行計画の推進

- (1) 推進体制
- (2) 職員に対する研修等
- (3) 実施状況の点検及び公表

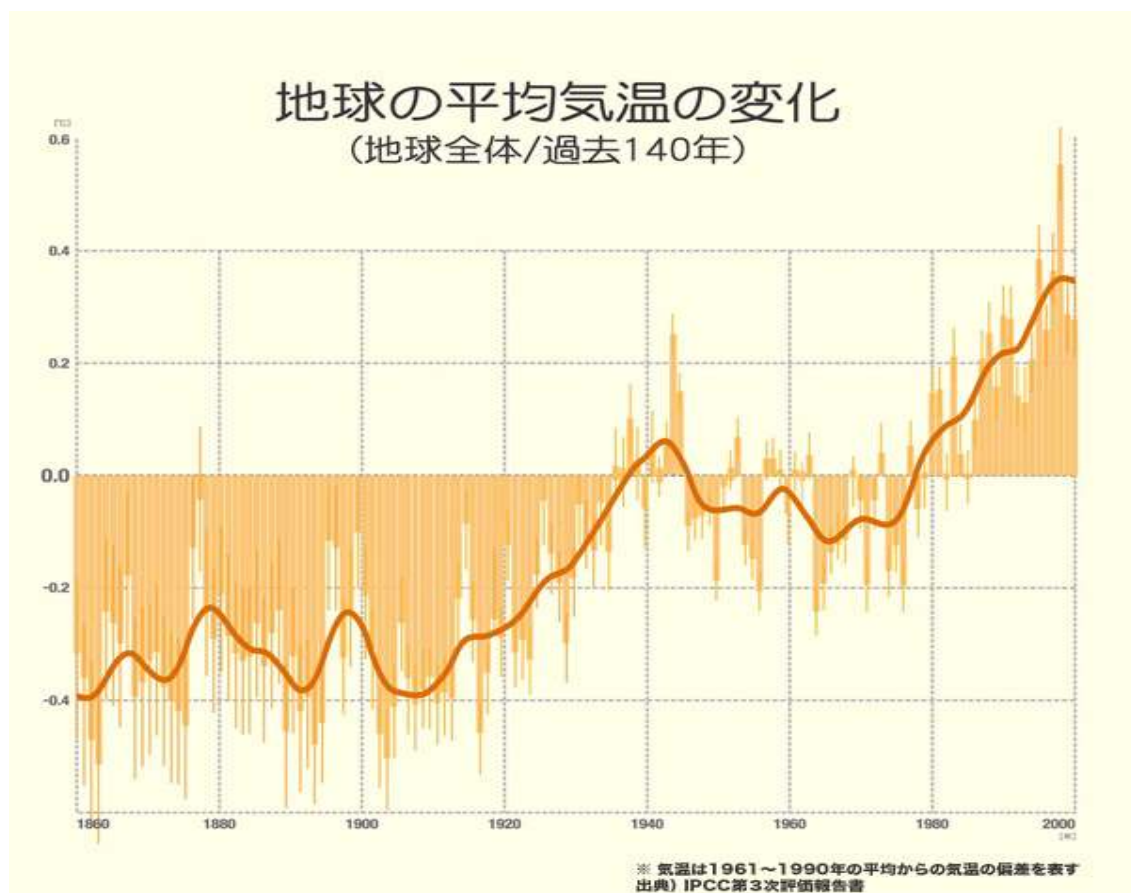
1. 計画策定の背景

(1) 地球温暖化問題

地球温暖化問題とは、人の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中の濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つといわれています。

(2) 地球温暖化のメカニズム

地球は、太陽光（可視光線）により暖められ、宇宙にエネルギー（赤外線）を放出することによって冷やされています。そのおかげで地球の平均気温は15℃と人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。大気中には、波長の短い可視光線は吸収せず、波長の長い赤外線を吸収する性質をもつ温室効果ガスが存在していますが、人間活動に起因して急激に温室効果ガスが増加することにより、地表面から放出される赤外線を大量に吸収する方向へバランスが崩れると、地表面の温度が急上昇します。これが地球温暖化の進行した状態です。



(3) 地球温暖化における影響

地球温暖化対策の基本的科学的知見をまとめるために、1988年、国連環境計画と世界気象機関によってIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が設置されました。

IPCC第4次評価報告書（2007年）による気候変化の見解は下記のとおりですが、第3次評価報告書（2001年）と比べて「人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因」を「可能性が高い」から「可能性がかなり高い」とより踏み込んだ表現となっています。

IPCC第4次評価報告書

1. 気候変化とその影響に関する観測結果

■気候システムの温暖化には疑う余地がない。このことは、大気や海洋の全球平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されていることから今や明白である。

■全ての大陸及びほとんどの海洋における観測結果から、多くの自然システムが、地域的な気候変化、とりわけ気温上昇によって、影響を受けていることが示されている。

2. 変化の原因

■産業革命以降、人間活動による世界の温室効果ガスの排出量は増加し続けており、1970年から2004年の間に70%増加した。

■20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高い。過去50年にわたって、南極大陸を除く各大陸において大陸平均すると、人為起源の顕著な温暖化が起こった可能性が高い。

■過去30年間にわたる人為起源の温暖化が、地球規模で、既に多くの物理システム及び生物システムにおける観測された変化に識別可能な影響を及ぼしている可能性が高い。

3. 予測される気候変化とその影響

■現在の気候変化の緩和政策及び関係する持続可能な開発に関する実践においても、世界の温室効果ガス排出量は今後数十年間増加し続けるとの、多くの一致と多くの証拠がある。

■温室効果ガスが現在のまたはそれ以上の速度で排出された場合、一層の温暖化の原因となり、21世紀中に世界の気候システムに多くの変化を引き起こすであろう。その規模は20世紀に観測されたものより大きくなる可能性がかなり高い

極端な現象及び分野についての事例

現象及び傾向の方向	21世紀の予測に基づく将来の傾向の起こりやすさ	主要な予測される影響例	
		農業、林業、及び生態系	水資源
ほとんどの陸域で寒い昼や夜の減少と昇温、暑い昼や夜の増加と昇温	ほぼ確実	より冷涼な環境での収穫量の増加、より温暖な環境での収穫量の減少、昆虫発生の増加	融雪に依存する水資源への影響、蒸発率、蒸散率の増加
ほとんどの陸域で継続的な高温、熱波の頻度の増加	可能性がかなり高い	熱ストレスによる収穫量の減少、森林火災の危険の増加	水需用の増加、水質問題
ほとんどの地域で大雨の頻度の増加	可能性がかなり高い	農作物への被害、土壌の浸食、土壌への水浸による耕作不能	地表水及び地下水の水質への悪影響、供給水の汚染、水不足は緩和されるかもしれない
強い熱帯低気圧の活動の増加	可能性が高い	農作物への被害、樹木の風倒、さんご礁の被害	停電による公共水道給水の途絶

4. 長期的な展望

■気候変化を考える上で、第3次評価報告書で示された以下の5つの「懸念の理由」がますます強まっている。

- 1 極地や山岳社会・生態系といった、特異で危機にさらされているシステムへのリスクの増加。
- 2 干ばつ、熱波、洪水など極端な気象現象のリスクの増加。
- 3 地域的・社会的な弱者に大きな影響と脆弱性が表れるという問題。
- 4 地球温暖化の便益は温度がより低い段階で頭打ちとなり、地球温暖化の進行に伴い被害が増大し、地球温暖化のコストは時間とともに増加。
- 5 海面水位上昇、氷床の減少加速など、大規模な変動のリスクの増加。

■適応策と緩和策は、どちらか一方では不十分で、互いに補完しあうことで、気候変化のリスクをかなり低減することが可能。

■既存技術及び今後数十年で実用化される技術により温室効果ガス濃度の安定化は可能である。今後20～30年間の緩和努力と投資が鍵となる。

(4) 本計画の位置付け

本計画は、市が一事業者の立場から取り組んでいく地球温暖化防止を中心とした環境保全に対する率先行動計画です。また、「地球温暖化対策推進法」第8条に基づく、「市の事務・事業に関する実行計画」として位置づけるものです。

2. 本計画の概要

(1) 計画策定の目的

市が率先して様々な取組を確実に実行・推進することにより、事務・事業に係る温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、市民や市内の事業者の自主的な取組を促すことを目的とします。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。計画に掲げる数値目標については、平成18年度を基準年度とし、計画の進行状況等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

(3) 計画の対象となる事務及び事業の範囲

対象とする市の事務及び事業は、市立学校、市立病院、水道事業を含む市の全施設、全事業とします。ただし、外部への委託等により実施する事務及び事業は対象から外しますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な協力を要請します。

(4) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が対象とする温室効果ガスは6種類で、次ページの表のとおりです。

表 「地球温暖化対策の推進に関する法律」で対象とする6種類の温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数	性質	用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス 日本の場合、温室効果ガスの中で二酸化炭素の比率が90%と高い。	燃料の燃焼により発生。灯油やガス等の直接消費はもとより、化石燃料により得られた電気等を含む場合は、それらの消費も間接的な排出につながる。
メタン (CH ₄)	21	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	水田や廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵等において発生。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	一部の化学製品原料製造の過程や家畜排泄物の微生物による分解過程等において発生。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	1300	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	冷凍機器・空調機器の冷媒、断熱材等の発泡剤等に使用。
パーフルオロカーボン類 (PFC)	6500	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造工程等において使用。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	23900	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	半導体の製造工程や電気絶縁ガス等に使用。

※地球温暖化係数 各温室効果ガスが地球温暖化へもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものの。

日本における温室効果ガス排出量の内訳（2005年実績）において、二酸化炭素排出量が約95.1%を占めています。このことから本計画では二酸化炭素排出量の削減に重点を置き取組を進めていきます。その他温室効果ガスについても順次把握していきます。

3. 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

(1) 基準年度における排出状況

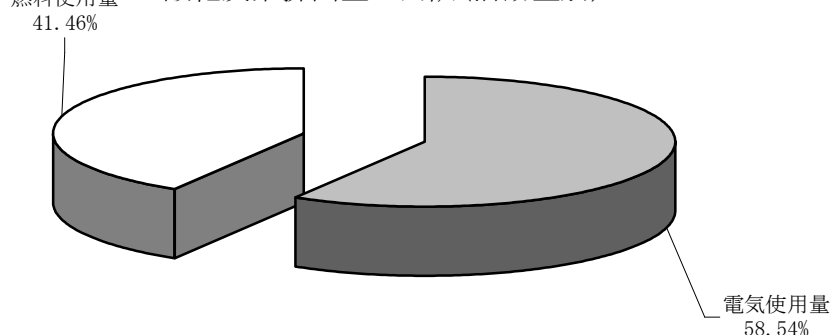
市の事務・事業に伴って排出される温室効果ガス量の算定は、対象となる施設それぞれについての燃料、電気等エネルギー使用量に関するデータを収集して行いました。

基準年（平成18年度）における温室効果ガス総排出量の算定結果は、約2万8百t-CO₂（各種温室効果ガスを二酸化炭素相当量として換算、以降これに従う）となり、これは、全県における排出量1,084万t-CO₂（平成15年度）の約0.19%に相当する量です。

電気・燃料使用量の現状、二酸化炭素排出状況

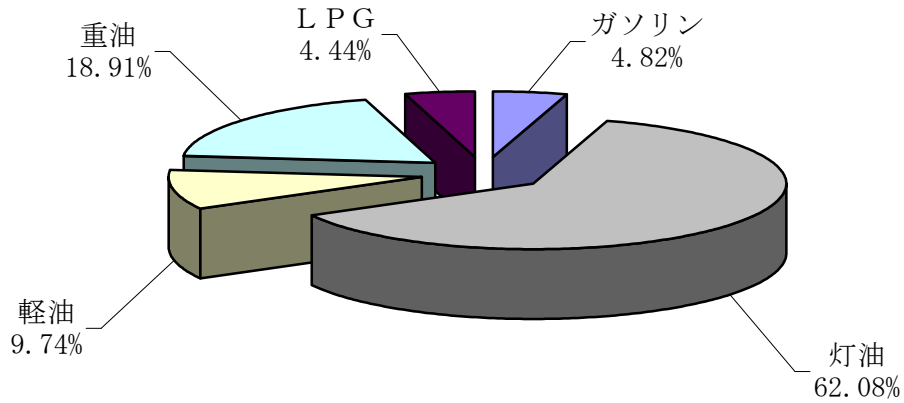
		使用量	二酸化炭素換算 排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
電気使用量 (KWh)		27,617,592.67	12,179.36	58.54
燃料使用量	ガソリン (L)	179,166.95	415.96	2.00
	灯油 (L)	2,151,065.29	5,355.04	25.74
	軽油 (L)	320,967.03	840.69	4.04
	重油 (L)	602,328.00	1,632.09	7.84
	LPG (m ³)	63,808.12	382.89	1.84
合 計			20,806.03	100.00

燃料使用量 二酸化炭素排出量の内訳(活動量別)



二酸化炭素の排出要因を電気と燃料の使用で分けると、電気の使用によるものが58.54%と過半数を占め、残りの41.46%が灯油や重油等の化石燃料使用に伴うものとなっています。

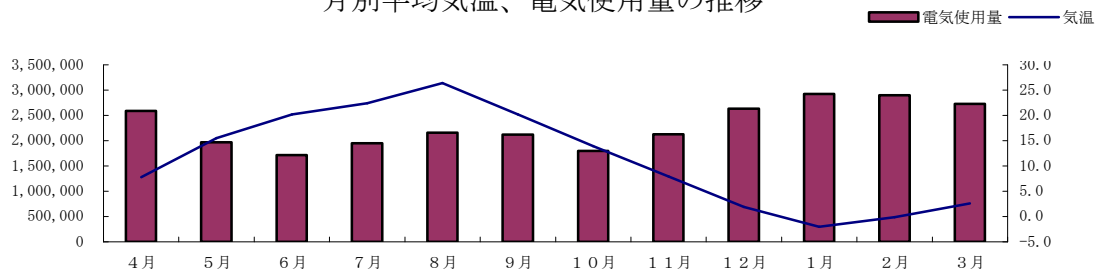
化石燃料物二酸化炭素排出量構成比



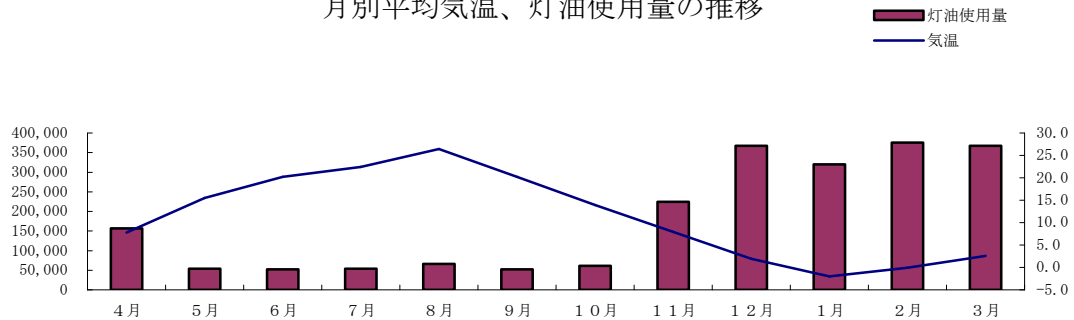
化石燃料使用による二酸化炭素排出量の燃料種別構成比をみると、灯油使用に伴うものが62.08%、次いで重油18.91%、軽油9.74%の順になっています。

次に、二酸化炭素全排出量の58.54%を占める電気使用量の年間推移をみると、気温の低下に伴い、電気使用量が増加しています。同じように、全排出量の25.74%を占める灯油使用量についても、その傾向がうかがえます。

月別平均気温、電気使用量の推移



月別平均気温、灯油使用量の推移



以上のことから、節電や空調設備の適切な温度設定等による、特に冬季の電気使用量

の削減や燃料の消費の削減が重要であることが示されています。

ただし、排出形態（燃料使用形態）が施設によって大きく異なることが推測され、削減目標として一律の比率を掲げることは難しく、また、単に排出量の大小だけから削減に向けた取組を当てはめて、削減可能量を見込むことは困難です。よって、排出量削減に向けて、役所全体の取組として職員一人ひとりが環境に配慮し、エネルギー使用量等の削減を徹底するとともに、エネルギー使用量等の大きい施設では、現状における課題と改善の余地を把握して、施設更新時及び整備時に検討を行うこととし、これらを合わせて削減目標の達成に取り組んでいきます。

（２）措置の目標

本計画では、削減対象となっている温室効果ガスのうち、その95%以上を占める二酸化炭素の排出量削減に重点を置き、主な排出要因である電気及び燃料の使用について、数値目標を掲げて使用量削減のための取組を行います。また、間接的ではありますが、温暖化防止につながる水道の使用抑制及びコピー用紙の使用量削減にも努めます。

削減目標は平成18年度実績を基準に、平成24年度を目標年度とし、具体的な取組内容の徹底を図ることにより目標の達成に努めます。

二酸化炭素削減量の目標

排出原因	平成18年度実績 (t-CO2)	平成24年度目標 (t-CO2)	削減率
電気使用	12,179.36	11,448.60	6%
ガソリン使用	415.96	391.00	6%
灯油使用	5,355.04	5,033.74	6%
軽油使用	840.69	790.25	6%
重油使用	1,632.09	1,534.16	6%
LPG使用	382.89	359.92	6%
合計	20,806.03	19,557.67	

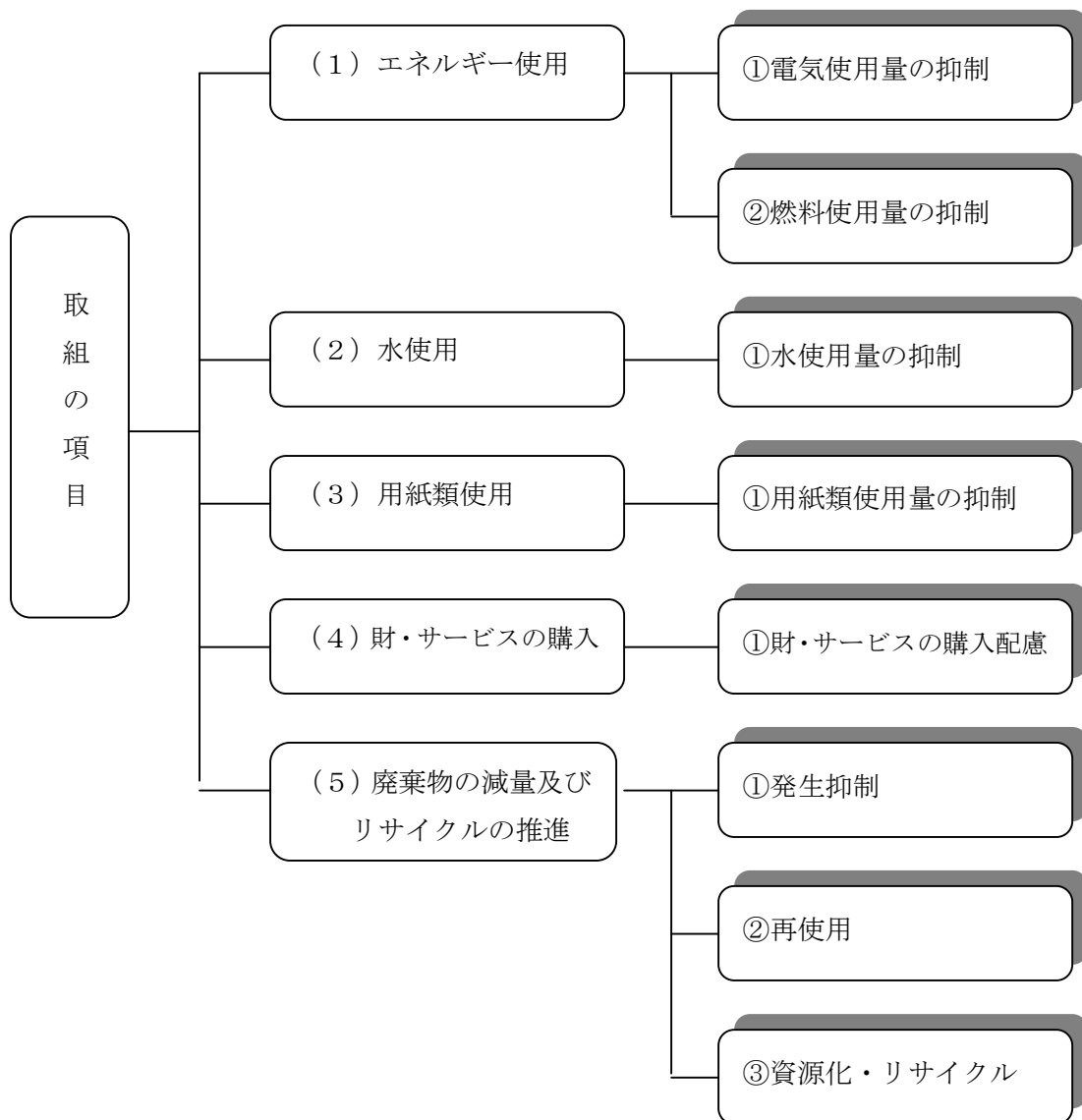
（３）目標の見直し

措置の目標及び温室効果ガスの総排出量については、施設、情報機器等の廃止、増設など計画期間中の状況変化や進捗状況等を踏まえて適宜見直しを行います。

4. 具体的な取組

温室効果ガス排出量削減を含む環境保全の全般を考慮した取組を進めるための、市全施設、全事務・事業に共通する項目は、次のとおりとします。ここに掲げる取組は、市の事務・事業の実施に当たっての様々な場面及び行動において当てはまり、職員のわずかな心掛けで実行が可能な事柄であり、これらについて一人ひとりの徹底を目指すものです。

※本取組は地球温暖化防止を中心として、市役所環境保全率先行動計画の内容を包括するものであるため、直接的に温室効果ガスの削減効果が計上されない取組についても、ここに合わせて示しています。



(1) エネルギー使用

①. 電気使用量の抑制

照明機器

- 始業開始前は、必要箇所を除いて原則消灯とします。
- 昼休み時には、窓口業務を除き原則として消灯とします。
- トイレ、廊下、階段等の共有部分の照明は、自然光を活用し、支障とならない範囲で消灯とします。
- 残業時には、業務に支障のない範囲で部分消灯とします。
- トイレ、更衣室、会議室、倉庫、給湯室等、不要時の消灯を徹底します。

「計画推進に向けて」

- 消灯は推進員が担当エリアの責任者となって実行し、職員も協力します。
- 推進責任者が中心となり、消灯していない箇所のチェックと指導を実施します。

- 廊下などの間引き消灯、照度の必要ない部分の蛍光管の取り外しを実施します。

「計画推進に向けて」

- 庁舎管理主管課を中心に平成20年度早期に不要な蛍光管の取り外しを実施します。
 1. 照度の必要ない部分の確認作業を実施します。
 2. 不要な蛍光管の取り外しを実施します。

- ノー残業デーを徹底します。
- 電気使用施設等を総点検し、必要性、妥当性を検討します。

事務機器

- 使用していない機器等の電源を切ります。
- 情報機器待機モード付きの機器は、設定時間を短くし、省エネに努めます。
- 情報機器の保守を自ら実施します（掃除等）。
- 情報機器の適正配置を実施します。
- 部数の多い資料は、印刷機を使用します。

その他電気使用機器類

- 電気ポット、冷蔵庫、テレビ等電化製品台数の削減を図ります。
- 自動販売機を省エネルギー型機種へ変更するよう設置業者に要請します。

「計画推進に向けて」

- 庁舎管理主管課を中心に平成20年度早期に不用品の取り外しを実施します。
- 1. 業務上必要のない電化製品の調査を実施します。
- 推進員が担当エリアの責任者となって電源OFFを実行し、職員も協力します。
- 推進責任者が中心となって、電源を切っていない箇所のチェックと指導を実施します。
- コピー利用基準の遵守を徹底します。
(各所管コピー機の経費等を鑑み、基準を設定します。)

空調機器など

- 冷暖房時の温度管理を徹底します。
- 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底します。
- 空調の運転時は原則としてカーテンやブラインドを活用します。
- 冷房設定温度を高めるため、ノーネクタイなどの軽装を奨励します。
- 春、秋等の冷暖房を長時間使用しない時は、電源プラグをコンセントから抜いて待機電力を削減します。
- フィルターの清掃を定期的に行います。

「計画推進に向けて」

- 庁舎管理主管課が担当エリアにおける空調機器の適切な設定温度を行います。
(設定温度は冷房28℃以上、暖房20℃以下など)
- 運転開始温度を設定します。
(冷房は室温30℃以上、暖房は室温10℃以下など)

②. 燃料使用量の抑制

公用自動車

- タイヤ空気圧の点検等、適切な車両整備を行います。
- 車内に不要な荷物を積んだままにしないようにします。
- 不必要なアイドリングや急発進、急加速、空ふかし等をしません。
- 暖機運転を必要以上に行わないようにします。(夏季は暖機無しとします)
- 使用実態を把握し、公用車使用台数の削減を検討します。
- 相乗りなどにより、公用自動車利用の効率化を図ります。
- 公用自動車の使用実態等を精査し、一元管理化により効率的な使用を図ります。

「計画推進に向けて」

- 公用自動車にアイドリングストップのステッカーを貼ります。

施設管理

- 空調は温度管理を徹底し、運転管理を細かくすることで省エネに努めます。
- 給湯器のお湯の温度を低めに設定します。

(2) 水使用

①. 水道使用量の抑制

- 洗面所などでは水勢を抑え、必要のない水の流し放しはしません。
- 湯呑み等の洗浄は、洗い桶等でまとめて行うなど、水を効率的に利用します。
- 水洗トイレの使用に当たっては、必要最小限の流水量を心掛けます。

「計画推進に向けて」

- 各施設での水道水使用量を把握します。

(3) 用紙類使用

①. 用紙類の使用量の削減

- ミスコピー、ミスプリント防止のため、コピー機使用前に設定を確認するとともに、使用后必ずリセットボタンを押します。
- 再利用保管箱を設置し、ミスコピーは内部会議資料などで裏面を利用します。
- 両面印刷、ミスコピーの裏面使用を徹底します。
- 通知や情報交換などは電子メールや庁内LANを活用し、ペーパーレス化を推進します。
- 掲示板等での情報を紙に印刷せず、磁気媒体のみで保存可能なものは紙の使用を控えます。
- 会議資料が必要な場合はできるだけ簡素化・共有化し、可能であれば縮小コピーを活用する等、ページ数や部数を最小限とします。
- 会議はプロジェクターを活用するなど、できるだけ紙を使用しないよう努めます。
- 会議等での封筒の配布をできるだけ削減します。
(同一メンバーの数回に渡る会議の場合は、封筒を回収し、再利用します。)

- 使用済み封筒は庁内連絡用などに再利用します。
- F A X送付状はできる限り省略します。
- 軽易な事項等については、余白処理等の簡易決裁を進めます。

「計画推進に向けて」

- コピー枚数を把握します。
- 裏面を利用するときは、個人情報漏洩に十分留意します。
- プリンター給紙トレイにはミスコピー用紙、手差しトレイには白紙を給紙します（逆も可能）。

(4) 財・サービスの購入

①. 財・サービスの購入

- エコマーク、グリーンマーク等の表示がある製品を優先的に購入します。
- コピー用紙は、特定の用途以外は古紙配合率70.0%以上、I S O白色度70.0%未満の再生紙を購入します。
- 情報機器の更新時は、省エネタイプの機器を選択します。
- 公用自動車更新時には、低公害車及び低燃費車の導入を進めます。
- 過剰包装した製品や使い捨て製品の発注を控え、詰替やリサイクル可能なものを優先的に購入します。
- コピー機、プリンターは再生品を使用したトナーカートリッジの利用と、空カートリッジのリサイクルを進めます。
- 紙の再生利用を妨げないために、塗工紙やフィルム加工の紙を用いません。

「計画推進に向けて」

- グリーン購入法に規定する特定調達物品等の「判断基準」「配慮事項」を適用します。
- 商品情報を提供します。
- 単価契約物品リスト中の物品をグリーン購入法に適応するものに替えます。

(5) 廃棄物の減量及びリサイクルの推進

①. 発生抑制

- 長期使用が可能な製品を購入するとともに、長期使用を心掛けます。
- 物品の購入を計画的に、在庫管理を適切に行います。
- 詰替え可能な製品を購入します。
- 事務用機器は、可能な限り修理を行うなど長期使用します。
- 不要物品や余剰物品の有効活用を図ります。
- 文具類は最後まで使用し、できる限りリサイクル可能な廃棄手段を選択します。
- マイカップも利用できる自動販売機の導入を自販機設置事業者に要請します。
- 庁内での飲食時には、マイ箸を用い、割り箸の使用を抑制します。
- マイバックの利用により、売店のレジ袋使用を抑制します。

②. 再使用

- 名刺はポスターやカレンダーなどの裏面利用を推進します。
- 情報機器や文具類等で再使用可能なものは、所管替えなどにより再使用します。

③. 資源化・リサイクル

- 古紙回収箱の設置・活用により、紙資源の再資源化に努めます。
(コピー用紙、雑紙、新聞紙、ダンボールに分類)
- シュレッダーの使用は取扱注意文書に可能な限り限定し、禁忌品の除去を徹底し、古紙として分別を図ります。
(取扱注意文書の処理は十分慎重にすること)
- トナーカートリッジなどのリサイクルを徹底します。
- 分別を徹底し、資源として活用しやすいようにします。

「計画推進に向けて」

- 推進責任者が中心となって、リサイクルのチェックと指導をします。
- 年2回(9, 3月)、各室内や各自の机の引き出しを整理する日を設け不用品を集めて必要な部署に再配備します。

5. 実行計画の推進

(1) 推進体制

「大仙市役所地球温暖化対策実行計画」の効果的な推進を図るため、内部委員会を設置します。また各課等に推進責任者、推進員を配置し、それぞれが役割を分担して計画の推進を図ります。

□ 実行計画推進委員会

実行計画推進委員会において「大仙市役所地球温暖化対策実行計画」の推進を図るため、全庁に対して、計画に定める取組内容等を提示します。

また、計画の実施状況について評価し、計画の進行管理を行うとともに、計画の見直しについても検討を行います。

□ 実行計画推進責任者

各課等に推進責任者を置き、取組状況について把握、指導し、計画を推進します。

□ 実行計画推進員

各課等に推進員を置き、その職場等の現状に配慮した職場単位での取組を進めます。

(2) 職員に対する研修等

取組を実践するのは一人ひとりの職員であり、職員の意識が重要な鍵となることから意識を向上させるための環境を整備します。

□ 推進責任者、推進員及び職員を対象に、環境問題についての認識を深め、また実行計画の推進に資する研修を行い、情報を提供します。

(3) 実施状況の点検及び公表

推進員は、各所属における実行計画に基づく取組の実施状況の把握に努め、次項に掲げる評価基準に従い評価を行ったうえで、燃料の使用量等とともに推進責任者に報告します。報告は、別紙様式1の「排出量削減取組評価表」と別紙様式2「温室効果ガス排出量調査票」の提出により行います。

推進責任者は各所属の推進員から提出された報告書、調査票を取りまとめ、事務局に提出します。

事務局では、提出された報告書、調査票から、市の組織・施設における全体的な進捗状況を把握し、計画を見直すための資料を作成します。また、計画の毎年度の実施状況については、ホームページ等で公表します。

(参考)

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第117号）

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し、必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）

第3章 目標達成のための対策と施策

第2節 地球温暖化対策及び施策

2. 横断的施策

(4) 公的機関の率先的取組の基本的事項

② 地方公共団体の実行計画等

都道府県及び市町村は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、「当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」（以下「地方公共団体の実行計画」という。）を、策定することが義務付けられている。

策定に際しては、国が策定するマニュアルを参考にしつつ、「政府の実行計画」の規定に準じて策定すること、特に以下の点に留意することが期待される。

○目標

- ・温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標と達成期限を掲げる。

○対象範囲

- ・地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、

廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院の運営といった事業からの排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、こうした事業についても対象とする。

○評価体制

- ・定期的に実施状況の点検を行い、その結果を公表する。
- ・点検結果の公表に当たっては、総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、施設単位あるいは組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との比較を行うなどの評価を行い、これを合わせて公表する。

なお、国は透明性の確保の観点から、地方公共団体の公表した結果について取りまとめ、一覧性をもって公表するものとする。

また、地方公共団体はグリーン購入法に基づき、環境物品等の調達を推進を図るための方針を作成するなどにより、グリーン購入の取組に努めるものとする。

(参考)

「エコドライブ10のすすめ」

クルマから排出される地球温暖化ガスを減らす運転テクニックを10項目にまとめたものです。

1. ふんわりアクセル「eスタート」

■やさしい発進を心がけましょう

□普通の発進より少し穏やかに発進する（最初の5秒で時速20キロが目安です。11%程度燃料（km/L）が改善します。やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。時間に余裕を持って、ゆったりした気分で運転しましょう。

2. 加減速の少ない運転

■車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。

□車間距離に余裕をもつことが大切です。車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で2%程度、郊外で6%程度燃費（km/L）が悪化します。また同じ速度であれば、高めのギアで走行する方が燃費がよくなります。交通の状況に応じ、できるだけ速度変化の少ない安全な運転をしましょう。

3. 早めのアクセルオフ

■エンジブレーキを積極的に使いましょう。

□エンジブレーキを使うと、燃料の供給が停止される（燃料カット）ので、2%程度（km/L）が改善されます。停止位置がわかったら、早めにアクセルから足を離して、エンジブレーキで減速しましょう。また減速したり、坂道を下る時にはエンジブレーキを活用しましょう。

4. エアコンの使用を控えめに

■車内を冷やし過ぎないようにしましょう。

□気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行いましょう。特に夏場に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温25°Cの時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費（km/L）が悪化します。

5. アイドリングストップ

■無用なアイドリングをやめましょう。

□10分間のアイドリング（ニュートラルレンジ、エアコンOFFの場合）で、130CC程度の燃料を浪費します。荷物の積み卸しのための駐停車の際にはアイドリングを止めましょう。

6. 暖機運転は適切に

■エンジンをかけたらずぐ出発しましょう。

□現在販売されているガソリン乗用車においては暖機不要です。しかし寒冷地ではその状況により必要である場合もあることから、最低限の暖機に努めましょう。5分間暖機をすると160cc程度の燃料を浪費します。

7. 道路交通情報の活用

■出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。

□1時間のドライブで、道に迷って10分余計に走行すると14%程度の燃費(km/L)悪化に相当します。地図やカーナビ等を利用して、行き先及び走行ルートを予め計画し、準備をしましょう。また道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃料と時間の節約になります。カーナビやカーラジオ等で道路交通情報をチェックし活用しましょう。

8. タイヤの空気圧をこまめにチェック

■タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。

□タイヤの空気圧が適正值より50kPa(0.5kg/cm)不足した場合、市街地で2%程度、郊外で4%程度、それぞれ燃費(km/L)が悪化します。また、安全運転のためにも定期的な点検は必要です。

9. 不要な荷物は積まずに走行

■不要な荷物を積まないようにしましょう。

□100kgの不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費(km/L)が悪化します。車の燃費は荷物の重さに敏感です。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろしましょう。

10. 駐車場所に注意

■渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。

□交通の妨げになる場所での駐車は交通渋滞をもたらす余分な排出ガスを出させる原因となります。平均車速が時速40kmから時速20kmに落ちると、31%程度の燃費(km/L)悪化に相当すると言われています。